

木造住宅簡易耐震診断事務要領

(目的)

第1 この要領は、地震時における木造住宅の安全性に対する市民の意識の向上を図ることにより、既存不適格建築物に対する耐震化の速やかな実現を促し、もって災害に強いまちづくりを推進するため、木造住宅を対象にした簡易耐震診断事務を行うことについて、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2 この要領における「簡易耐震診断」(以下「耐震診断」という。)とは、「わが家の耐震診断と補強方法」(財団法人日本建築防災協会、日本建築士連合会編集)に基づき、木造住宅の大地震に対する安全性を評価することをいう。

(対象建築物)

第3 この耐震診断の対象となる木造住宅は、次の各号に該当する木造住宅とする。

- (1) 市民が自ら所有する木造住宅で、工事の着手が昭和56年5月31日以前である一戸建て住宅、長屋、共同住宅又は兼用住宅。
- (2) 地階を除く階数が2以下の在来軸組み工法によるもの。

(申請者)

第4 この耐震診断を受けようとする者(以下「申請者」という)は、耐震診断の対象となる木造住宅を所有している者とする。

(申請)

第5 申請者は、大和市木造住宅簡易耐震診断申込書(第1号様式)を大和市長へ提出しなければならない。

(耐震診断)

第6 この耐震診断は、対象となる木造住宅に関して現地調査を行った上で、耐震診断書(第2号様式)を作成することにより行うこととする。

2 この耐震診断に関する手数料は徴収しないこととする。

3 第1項において、現地調査及び診断書作成を行うものは、申込書の受理により次のとおりとする。

- (1) 大和市建築指導課で受理：大和市建築指導課職員。
- (2) 大和商工会議所で受理：大和市耐震化促進協議会会員で当該事業に事業者登録された者。

(耐震診断結果の報告)

第7 耐震診断の結果については、耐震診断書(第2号様式)及び大和市木造住宅簡易耐震診断結果報告書(第3号様式)をもって申請者へ報告することとする。

2 耐震診断の結果に応じて、申請者が速やかに精密診断又は耐震改修工事を行うよう促すこととする。

3 第1項に定める報告書については、現地調査後、原則7日以内に作成することとする。

(台帳の整備)

第8 この簡易耐震診断事務を行うにあたって、耐震診断の対象となる木造住宅の所在地、規模等に関する台帳(第4号様式)を整備するものとする。

(広報活動)

第9 この簡易耐震診断事務又は住宅の耐震化に関することについて、広報誌への掲載、パンフレットの配布、どこでも講座の開催など広く市民に周知するための措置を講じることとする。

2 建築物耐震相談コーナーを建築指導課窓口に設置し、この簡易耐震診断事務、住宅の耐震化に関する資料の閲覧及び具体的な耐震改修工事の計画に関する相談に応じる等、建築物の耐震化を円滑に進めるための一助となる措置を講じることとする。

(追加、修正)

第10 この事務要領については、必要に応じて随時追加、修正できるものとする。

附 則

この事務要領は平成17年9月1日から施行する。

附 則

この事務要領は平成21年4月23日から施行する